

## 夏合宿 第1問

Xは、3度目の妻の連れ子であるAを養子として入籍していたが、その後、Xが妻にしばしば暴力を振るうため、同女はAを残して家を出てしまい、Xの実子が交通事故で死亡したこともあって、養女A(当時12歳)を連れて四国八十八か所礼所及び霊場巡りの旅に出た。そのうち宿泊費などに窮するようになり、Xは、Aを利用して巡礼先の寺などから金員を窃取しようと企てた。

Xは、Xに逆らうそぶりを見せると顔にたばこの火を押し付けたり、ドライバーで顔をこすったりして意のままに従わせていたAに窃盗を行うことを命じた。Xに見張られながらAは寺の境内に入ったが、おどおどしているAの様子を不審に思ったY(当該寺の住職)に声を掛けられ、慌てて走って逃げだした。これを追いかけてきたYに対しXは、ここで捕まってはまずいと思い、木陰から飛び出してYの左顔面を手拳で殴打し、転倒したYが地面で右側頭部を打って気絶している間にAを連れて逃走した。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和58年9月21日第一小法廷決定